

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）の一部改正案の新旧対照表
 ○平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編））

（赤字傍線部分は変更部分）

改正案			現行		
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン （行政機関等・地方公共団体等編）			特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン （行政機関等・地方公共団体等編）		
目次 （略）			目次 （略）		
第 1 （略）			第 1 （略）		
第 2 用語の定義等			第 2 用語の定義等		
本ガイドラインで使用する用語の定義等については、法令上の定義等に従い、次の表のとおりとする。			本ガイドラインで使用する用語の定義等については、法令上の定義等に従い、次の表のとおりとする。		
項番	用語	定義等	項番	用語	定義等
①	個人情報	<p><u>生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。行政機関個人情報保護法第 2 条第 3 項第 2 号において同じ。）で作られる記録をいう。同法以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合（地方公共団体等においては容易に照合）することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</u></p> <p><u>二 個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>【番号法第 2 条第 3 項、行政機関個人情報保護法第 2 条第 2 項、独立行政法人等個人情報保護法第 2 条第 2 項、個人情報保護法第 2 条第 1 項】</p> <p>※ <u>生存する個人の個人番号は、個人識別符号に該当す</u></p>	①	個人情報	<p><u><行政機関等></u></p> <p><u>生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</u></p> <p><u><地方公共団体等></u></p> <p><u>生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</u></p> <p>【番号法第 2 条第 3 項、行政機関個人情報保護法第 2 条第 2 項、独立行政法人等個人情報保護法第 2 条第 2 項、個人情報保護法第 2 条第 1 項】</p>

改正案			現行		
		<u>る（行政機関個人情報保護法第2条第2項第2号、同条第3項及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年政令第548号。以下「行政機関個人情報保護法施行令」という。）第3条第6号並びに独立行政法人等個人情報保護法第2条第2項第2号、同条第3項及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年政令第549号。）第1条第6号）。</u>			
②	(略)	(略)	②	(略)	(略)
③	個人番号	番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう（番号法第2条第6項及び第7項、第8条並びに <u>第48条</u> 並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項における個人番号）。 【番号法第2条第5項】	③	個人番号	番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう（番号法第2条第6項及び第7項、第8条並びに <u>第51条</u> 並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項における個人番号）。 【番号法第2条第5項】
④	特定個人情報	個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに <u>第48条</u> 並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。 【番号法第2条第8項】 ※ 生存する個人の個人番号についても、特定個人情報に該当する（ <u>行政機関個人情報保護法第2条第2項第2号、独立行政法人等個人情報保護法第2条第2項第2号、個人情報保護法第2条第1項第2号、番号法第2条第8項</u> ）。	④	特定個人情報	個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに <u>第51条</u> 並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。 【番号法第2条第8項】 ※ 生存する個人の個人番号についても、特定個人情報に該当する（ <u>番号法第1条参照</u> ）。
⑤	(略)	(略)	⑤	(略)	(略)
⑥	(略)	(略)	⑥	(略)	(略)
	<u>〔13へ移動〕</u>		⑦	<u>情報照会者</u>	<u>番号法別表第2の第1欄に掲げる者（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）をいう。</u> 【番号法第19条第7号】

改正案			現行		
	<u>〔14へ移動〕</u>			<u>⑧</u>	<u>情報提供者</u> 番号法別表第2の第3欄に掲げる者（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）をいう。 【番号法第19条第7号】
	<u>〔15へ移動〕</u>			<u>⑨</u>	<u>情報提供等の記録</u> 総務大臣、情報照会者及び情報提供者は、番号法第19条第7号の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求め又は提供があった場合には、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機（総務大臣においては情報提供ネットワークシステム）に、情報照会者及び情報提供者の名称、提供の求め及び提供の日時、特定個人情報の項目等を記録することとされており、当該記録をいう（→第4-3-(3)2）。 【番号法第23条】
<u>⑦</u>	個人番号利用事務	行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう（→第4-1-(1)1Aa）。 【番号法第2条第10項】	<u>⑩</u>	個人番号利用事務	行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう（→第4-1-(1)1Aa）。 【番号法第2条第10項】
<u>⑧</u>	個人番号関係事務	番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう（→第4-1-(1)1Ab）。 【番号法第2条第11項】	<u>⑪</u>	個人番号関係事務	番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう（→第4-1-(1)1Ab）。 【番号法第2条第11項】
<u>⑨</u>	個人番号利用事務等	個人番号利用事務又は個人番号関係事務をいう。 【番号法第10条第1項】	<u>⑫</u>	個人番号利用事務等	個人番号利用事務又は個人番号関係事務をいう。 【番号法第10条第1項】
<u>⑩</u>	個人番号利用事務実施者	個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。 【番号法第2条第12項】	<u>⑬</u>	個人番号利用事務実施者	個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。 【番号法第2条第12項】
<u>⑪</u>	個人番号関係事務実施者	個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。	<u>⑭</u>	個人番号関係事務実施者	個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

改正案			現行		
		【番号法第2条第13項】			【番号法第2条第13項】
⑫	個人番号利用事務等実施者	個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者をいう。 【番号法第12条】	⑮	個人番号利用事務等実施者	個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者をいう。 【番号法第12条】
⑬	情報照会者	番号法別表第2の第1欄に掲げる者（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）をいう。 【番号法第19条第7号】		〔⑦から移動〕	
⑭	情報提供者	番号法別表第2の第3欄に掲げる者（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）をいう。 【番号法第19条第7号】		〔⑧から移動〕	
⑮	情報提供等の記録	総務大臣、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、番号法第19条第7号又は第8号の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求め又は提供があつた場合には、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機（総務大臣においては情報提供ネットワークシステム）に、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者の名称、提供の求め及び提供の日時、特定個人情報の項目等を記録することとされており、当該記録をいう（→第4-3-3(2)）。 【番号法第23条、第26条】		〔⑨から移動〕	
⑯	条例事務	番号法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第2の第2欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによつて効率化を図るべきものとして、次に掲げる要件を満たすものをいう。 一 番号法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務（以下⑯及び⑰において単に「事務」という。）の趣旨又は目的が、同法別表第2の		〔新設〕	

改正案			現行		
		<p><u>第2欄に掲げる事務のうちいずれかの事務（以下「法定事務」という。）の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること。</u></p> <p><u>二 その事務の内容が、前号の法定事務の内容と類似していること。</u></p> <p><u>【番号法第19条第8号、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」（平成28年個人情報保護委員会規則第5号。以下「番号法第十九条第八号規則」という。）第2条第1項】</u></p>			
⑰	条例事務関係情報照会者	<p><u>条例事務を処理する地方公共団体の長その他の執行機関（法令の規定により条例事務の全部又は一部を行うこととされているものを含む。）をいう。</u></p> <p><u>【番号法第19条第8号、番号法第十九条第八号規則第2条第2項】</u></p>		[新設]	
⑱	条例事務関係情報提供者	<p><u>条例事務の内容に応じて法定事務を処理するために必要な特定個人情報を提供する情報提供者と同一又は当該情報提供者のいずれかに該当するもの（法令の規定により当該特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）をいう。ただし、提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関（以下「限定機関」という。）が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則」（平成28年個人情報保護委員会規則第6号）第2条第1項の規定に基づきあらかじめその旨を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた特定個人情報の範囲にあっては、限定機関を除く。</u></p> <p><u>【番号法第19条第8号、番号法第十九条第八号規</u></p>		[新設]	

改正案		現行	
	<u>則第2条第3項】</u>		
<p>第3 総論</p> <p>第3-1 目的</p> <p><u>委員会</u>は、個人情報保護法<u>第60条</u>に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務としている。本ガイドラインは、番号法第4条及び個人情報保護法<u>第60条</u>に基づき、行政機関等及び地方公共団体等が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。</p> <p>第3-2 本ガイドラインの適用対象等</p> <p>(1) 本ガイドラインの適用対象</p> <p>番号法は、行政機関等、地方公共団体等又は事業者の別を問わず、個人番号を取り扱う全ての者を<u>適用の対象としており</u>、本ガイドラインは、番号法の適用を受ける者のうち行政機関等及び地方公共団体等を対象とするものである。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3-3 本ガイドラインの位置付け等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 番号法と個人情報保護条例との関係</p> <p>一般に、法律は条例に優先して適用されることから、特定個人情報に関する番号法の特例規定は、個人情報保護条例の規定に優先して適用される。一方、特定個人情報に関して番号法に特段の規定がない事項については、個人情報保護条例の規定が適用される。</p> <p>また、番号法により行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の規定を読み替えて適用することとされている部分があること等を踏まえ、番号法<u>第32条</u>においては、地方公共団体等が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保し、また、地方公共団体等が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施す</p>		<p>第3 総論</p> <p>第3-1 目的</p> <p><u>個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）</u>は、個人情報保護法<u>第51条</u>に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務としている。本ガイドラインは、番号法第4条及び個人情報保護法<u>第51条</u>に基づき、行政機関等及び地方公共団体等が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。</p> <p>第3-2 本ガイドラインの適用対象等</p> <p>(1) 本ガイドラインの適用対象</p> <p>番号法は、行政機関等、地方公共団体等又は事業者の別を問わず、個人番号を取り扱う全ての者に<u>適用される。</u></p> <p>本ガイドラインは、番号法の適用を受ける者のうち行政機関等及び地方公共団体等を対象とするものである。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3-3 本ガイドラインの位置付け等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 番号法と個人情報保護条例との関係</p> <p>一般に、法律は条例に優先して適用されることから、特定個人情報に関する番号法の特例規定は、個人情報保護条例の規定に優先して適用される。一方、特定個人情報に関して番号法に特段の規定がない事項については、個人情報保護条例の規定が適用される。</p> <p>また、番号法により行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の規定を読み替えて適用することとされている部分があること等を踏まえ、番号法<u>第31条</u>においては、地方公共団体等が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保し、また、地方公共団体等が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施す</p>	

改正案	現行
<p>るために、必要な措置を講ずるものとしている。</p> <p>したがって、地方公共団体においては、これらに対応するため、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置</p> <p>(1) 保護措置の概要 (略)</p> <p>ア 特定個人情報の利用制限</p> <p>番号法においては、個人番号を利用することができる範囲について、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務に限定している（番号法第9条及び別表第1）。また、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の読替え又は適用除外の規定を置き（同法第30条第1項及び第2項）、本来の利用目的以外の目的で例外的に特定個人情報を利用することができる範囲について、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法における個人情報の利用の場合よりも限定的に定めている。</p> <p>地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</p> <p>さらに、個人番号利用事務等実施者に対し、必要な範囲を超えた特定個人情報ファイルの作成を禁止している（同法第29条）。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) 委員会による監視・監督</p> <p>委員会は、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督を行うため、次に掲げる権限を有している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、行政機関等又は地方公共団体等における特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる（番号法第33条）。 特定個人情報の取扱いに関して法令違反行為が行われた場合におい 	<p>るために、必要な措置を講ずるものとしている。</p> <p>したがって、地方公共団体においては、これらに対応するため、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置</p> <p>(1) 保護措置の概要 (略)</p> <p>ア 特定個人情報の利用制限</p> <p>番号法においては、個人番号を利用することができる範囲について、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務に限定している（番号法第9条及び別表第1）。また、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の読替え又は適用除外の規定を置き（同法第29条第1項及び第2項）、本来の利用目的以外の目的で例外的に特定個人情報を利用することができる範囲について、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法における個人情報の利用の場合よりも限定的に定めている。</p> <p>地方公共団体においては、番号法第31条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</p> <p>さらに、個人番号利用事務等実施者に対し、必要な範囲を超えた特定個人情報ファイルの作成を禁止している（同法第28条）。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) 委員会による監視・監督</p> <p>委員会は、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督を行うため、次に掲げる権限を有している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる（番号法第36条）。 特定個人情報の取扱いに関して法令違反行為が行われた場合におい

改正案					現行					
<p>て、その適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる（同法第34条第1項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる（同条第2項）。 ・ さらに、特定個人情報の取扱いに関して法令違反行為が行われた場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（同条第3項）。 ・ 特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求めること又は立入検査を行うことができる（同法第35条）。 <p>(3) 罰則の強化</p> <p>行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及び「<u>住民基本台帳法</u>」（昭和42年法律第81号）においては、正当な理由なく個人情報ファイルを提供したとき、不正な利益を図る目的で保有個人情報を提供又は盗用したとき、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用したとき等に罰則が科されることとされているが、番号法においては、類似の刑の上限が引き上げられている等罰則が強化されている（番号法第48条から第55条まで）。</p> <p>なお、次表①から⑤までは、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用される（同法第56条）。</p>					<p>て、その適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる（同法第37条第1項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる（同条第2項）。 ・ さらに、特定個人情報の取扱いに関して法令違反行為が行われた場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（同条第3項）。 ・ 特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求めること又は立入検査を行うことができる（同法第38条）。 <p>(3) 罰則の強化</p> <p>行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、<u>「住民基本台帳法」</u>（昭和42年法律第81号）、<u>「国家公務員法」</u>（昭和22年法律第120号）及び<u>「地方公務員法」</u>（昭和25年法律第261号）においては、正当な理由なく個人情報ファイルを提供したとき、不正な利益を図る目的で保有個人情報を提供又は盗用したとき、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用したとき等に罰則が科されることとされているが、番号法においては、類似の刑の上限が引き上げられている等罰則が強化されている（番号法第51条から第58条まで）。</p> <p>なお、次表①から⑤までは、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用される（同法第59条）。</p>					
項番	行為	番号法	同種法律における類似規定の罰則		項番	行為	番号法	同種法律における類似規定の罰則		
			行政機関個人情報保護法 [独立行政法人等個人情報保護法]	住民基本台帳法				行政機関個人情報保護法 [独立行政法人等個人情報保護法]	住民基本台帳法	<u>国家公務員法</u> [<u>地方公務員法</u>]
①	個人番号利用事務等に従事する者又は従事していた者が、正当な理由なく、特定	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 (第53条[第50	—	①	個人番号利用事務等に従事する者又は従事していた者が、正当な理由な	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	—	—

改正案					現行					
	個人情報ファイルを提供	(第48条)	条]			く、特定個人情報ファイルを提供	又は併科 (第51条)	(第53条[第50条])		
②	上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科 (第49条)	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第54条[第51条])	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 (第42条)		上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科 (第52条)	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第54条[第51条])	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 (第42条)	—
③	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者又は従事していた者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密を漏えい又は盗用	同上 (第50条)	—	同上 (第42条)		情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者又は従事していた者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密を漏えい又は盗用	同上 (第53条)	—	同上 (第42条)	—
④	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス等により個人番号を取得	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金 (第51条)	—	—		人を欺き、人に暴行を加え、人に脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス等により個人番号を取得	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金 (第54条)	—	—	—
⑤	国の機関の職員が、職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で、特定個人情報が記録された文書等を収集	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 (第52条)	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第55条[第52条])	—		国の機関の職員が、職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で、特定個人情報が記録された文書等を収集	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 (第55条)	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第55条[第52条])	—	—
⑥	委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第53条)	—	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第43条)		委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第56条)	—	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第43条)	—
⑦	委員会に対する、虚偽の報告、虚偽の資料提出、検査拒否等	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第54条)	—	30万円以下の罰金 (第46条、第47条)		委員会に対する、虚偽の報告、虚偽の資料提出、検査拒否等	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第57条)	—	30万円以下の罰金 (第46条、第47条)	—
⑧	偽りその他不正の手段により個人番号カード等を取得	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第55条)	—	30万円以下の罰金 (第46条)		偽りその他不正の手段により個人番号カード等を取得	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第58条)	—	30万円以下の罰金 (第46条)	—

(注) 改正地方公務員法が、平成26年4月25日に成立し、同年5月14日に公布(公布)

改正案	現行
<p>第 3 - 5 (略)</p> <p>第 3 - 6 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応については、別に定める。</p> <p>※ 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応の具体的な内容については、番号法第 29 条の 4 及び「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号）並びに「独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成 27 年特定個人情報保護委員会告示第 1 号）及び「行政機関における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成 27 年 9 月 28 日特個第 581 号特定個人情報保護委員会事務局長通知）を参照のこと。</p> <p>第 3 - 7 (略)</p> <p>第 4 各論 第 4 - 1 特定個人情報の利用制限 第 4 - 1 - (1) 個人番号の利用制限</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法 第 9 条、第 30 条第 1 項、第 2 項 ・ 行政機関個人情報保護法 第 3 条第 2 項、第 8 条 ・ 独立行政法人等個人情報保護法 第 3 条第 2 項、第 9 条 </div> <p>1 個人番号の原則的な取扱い 個人番号^(注)は、番号法があらかじめ限定的に定めた事務の範囲の中から、具体的な利用目的を特定した上で、利用するのが原則である。 行政機関等及び地方公共団体等が個人番号を利用するのは、個人番号利用事務、個人番号関係事務及び各議院審査等番号法第 19 条第 12 号から第 15 号までに基づき特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要な限度で利用する事務である。 また、金融機関に該当する独立行政法人等は、激甚災害の場合等に、個人番号関係事務のために保管している個人番号を金銭の支払のために利用する</p>	<p style="text-align: center;"><u>日から起算して 2 年を超えない範囲において政令で定める日から施行）。</u></p> <p>第 3 - 5 (略)</p> <p>第 3 - 6 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応については、別に定める。</p> <p>※ 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応の具体的な内容については、番号法第 28 条の 4 及び「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号）並びに「独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成 27 年特定個人情報保護委員会告示第 1 号）及び「行政機関における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成 27 年 9 月 28 日特個第 581 号特定個人情報保護委員会事務局長通知）を参照のこと。</p> <p>第 3 - 7 (略)</p> <p>第 4 各論 第 4 - 1 特定個人情報の利用制限 第 4 - 1 - (1) 個人番号の利用制限</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法 第 9 条、第 29 条第 1 項、第 2 項 ・ 行政機関個人情報保護法 第 3 条第 2 項、第 8 条 ・ 独立行政法人等個人情報保護法 第 3 条第 2 項、第 9 条 </div> <p>1 個人番号の原則的な取扱い 個人番号^(注)は、番号法があらかじめ限定的に定めた事務の範囲の中から、具体的な利用目的を特定した上で、利用するのが原則である。 行政機関等及び地方公共団体等が個人番号を利用するのは、個人番号利用事務、個人番号関係事務及び各議院審査等番号法第 19 条第 11 号から第 14 号までに基づき特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要な限度で利用する事務である。 また、金融機関に該当する独立行政法人等は、激甚災害の場合等に、個人番号関係事務のために保管している個人番号を金銭の支払のために利用する</p>

改正案	現行
<p>ことができる。</p> <p>行政機関等は、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法とは異なり、<u>本人の同意があつたとしても、例外として認められる場合を除き（2参照）、これらの事務以外で個人番号を利用してはならない。地方公共団体等も同様である。</u></p> <p>（注）「個人番号」には、個人番号に対応して、当該個人番号に代わって用いられる番号等も含まれる（番号法第2条第8項）。例えば、数字をアルファベットに読み替えるという法則に従って、個人番号をアルファベットに置き換えた場合であっても、当該アルファベットは「個人番号」に該当することとなる。一方、基礎年金番号、システムで使用している住民番号、職員番号等（個人番号を一定の法則に従って変換したものではないもの）は、「個人番号」には該当しない。</p> <p>A 個人番号を利用することができる事務の範囲</p> <p>a・b （略）</p> <p>c 各議院審査等番号法第19条第12号から第15号までに基づき特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要な限度で利用する事務（番号法第9条第5項）</p> <p>番号法第19条第12号から第15号までの規定に基づき特定個人情報の提供を受けた者（第4-3-(2)2B j～m参照）は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。</p> <p>B 利用目的以外の目的のための個人番号の利用禁止（番号法第30条第1項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第8条第1項、番号法第30条第2項により読み替えて適用される独立行政法人等個人情報保護法第9条第1項）</p> <p>個人番号の利用目的はできる限り特定及び明示がされなければならない、原則として個人番号は特定された利用目的の範囲内で利用されることとなる。</p> <p>* 行政機関等及び地方公共団体等は、個人番号利用事務において申請者から個人番号の提供を受ける際に、当該個人番号を番号法第19条第7号から第9号までに基づいて他の個人番号利用事務実施者に提供する場合があることは、明示する必要はない。</p> <p>一般法は、法令に基づく場合又は本人の同意がある場合等は、個人情報</p>	<p>ことができる。</p> <p>行政機関等は、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法とは異なり、<u>本人の同意があつたとしても、例外として認められる場合を除き（2参照）、これらの事務以外で個人番号を利用してはならない。地方公共団体等も同様である。</u></p> <p>（注）「個人番号」には、個人番号に対応して、当該個人番号に代わって用いられる番号等も含まれる（番号法第2条第8項）。例えば、数字をアルファベットに読み替えるという法則に従って、個人番号をアルファベットに置き換えた場合であっても、当該アルファベットは「個人番号」に該当することとなる。一方、基礎年金番号、システムで使用している住民番号、職員番号等（個人番号を一定の法則に従って変換したものではないもの）は、「個人番号」には該当しない。</p> <p>A 個人番号を利用することができる事務の範囲</p> <p>a・b （略）</p> <p>c 各議院審査等番号法第19条第11号から第14号までに基づき特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要な限度で利用する事務（番号法第9条第5項）</p> <p>番号法第19条第11号から第14号までの規定に基づき特定個人情報の提供を受けた者（第4-3-(2)2B j～m参照）は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。</p> <p>B 利用目的以外の目的のための個人番号の利用禁止（番号法第29条第1項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第8条第1項、番号法第29条第2項により読み替えて適用される独立行政法人等個人情報保護法第9条第1項）</p> <p>個人番号の利用目的はできる限り特定及び明示がされなければならない、原則として個人番号は特定された利用目的の範囲内で利用されることとなる。</p> <p>* 行政機関等及び地方公共団体等は、個人番号利用事務において申請者から個人番号の提供を受ける際に、当該個人番号を番号法第19条第7号及び第8号に基づいて他の個人番号利用事務実施者に提供する場合があることは、明示する必要はない。</p> <p>一般法は、法令に基づく場合又は本人の同意がある場合等は、個人情報</p>

改正案	現行
<p>を利用目的以外の目的のために利用することができることとしているが、番号法は、<u>例外として認められる二つの場合を除き（2参照）</u>、<u>特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用してはならないと定めている。</u></p> <p>したがって、個人番号についても利用目的以外の目的のために利用してはならない。</p> <p>地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、<u>行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</u></p>	<p>を利用目的以外の目的のために利用することができることとしているが、番号法は、<u>例外として認められる二つの場合を除き（2参照）</u>、<u>特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用してはならないと定めている。</u></p> <p>したがって、個人番号についても利用目的以外の目的のために利用してはならない。</p> <p>地方公共団体においては、番号法第31条の規定に基づき、<u>行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</u></p>
<p>2 例外的な取扱いができる場合 (略)</p> <p>a 金融機関に該当する独立行政法人等が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合（番号法第9条第4項、第30条第2項により読み替えて適用される独立行政法人等個人情報保護法第9条第1項、番号法施行令^(注)第10条、激甚災害が発生したとき等にあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令（平成27年内閣府令第74号））</p> <p>金融機関に該当する独立行政法人等は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条第1項の激甚災害が発生したとき、又は「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第63条第1項その他内閣府令で定める法令の規定により一定の区域への立入りを制限、禁止され、若しくは当該区域からの退去を命ぜられたときに、支払調書の作成等の個人番号関係事務を処理する目的で保有している個人番号について、顧客に対する金銭の支払を行うという別の目的のために、顧客の預金情報等の検索に利用することができる。</p> <p>(注) 番号法施行令とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令」（平成26年政令第155号）をいう（以下同じ。）。</p> <p>b 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合（番号法第30条第1項又は第2項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第8条第2項第1号又は独立行政法人等個人情報保護法第9条第2項第1号）</p> <p>人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、行政機関</p>	<p>2 例外的な取扱いができる場合 (略)</p> <p>a 金融機関に該当する独立行政法人等が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合（番号法第9条第4項、第29条第2項により読み替えて適用される独立行政法人等個人情報保護法第9条第1項、番号法施行令^(注)第10条）</p> <p>金融機関に該当する独立行政法人等は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条第1項の激甚災害が発生したとき、又は「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第63条第1項その他内閣府令で定める法令の規定により一定の区域への立入りを制限、禁止され、若しくは当該区域からの退去を命ぜられたときに、支払調書の作成等の個人番号関係事務を処理する目的で保有している個人番号について、顧客に対する金銭の支払を行うという別の目的のために、顧客の預金情報等の検索に利用することができる。</p> <p>(注) 番号法施行令とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令」（平成26年政令第155号）をいう（以下同じ。）。</p> <p>b 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合（番号法第29条第1項又は第2項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第8条第2項第1号又は独立行政法人等個人情報保護法第9条第2項第1号）</p> <p>人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、行政機関</p>

改正案	現行
<p>等は、個人番号利用事務等処理する目的で保有している個人番号について、人の生命、身体又は財産を保護するために利用することができる。</p> <p>地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</p>	<p>等は、個人番号利用事務等処理する目的で保有している個人番号について、人の生命、身体又は財産を保護するために利用することができる。</p> <p>地方公共団体においては、番号法第31条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</p>
<p>第4-1-2) 特定個人情報ファイルの作成の制限</p> <p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法 第29条 <p>● 特定個人情報ファイルの作成の制限 (番号法第29条)</p> <p>行政機関等及び地方公共団体等その他個人番号利用事務等に従事する者が、特定個人情報ファイルを作成することができるのは、個人番号利用事務等処理するために必要な場合、又は番号法第19条第12号から第15号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合に限定されており、<u>これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成してはならない。</u></p>	<p>第4-1-2) 特定個人情報ファイルの作成の制限</p> <p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法 第28条 <p>● 特定個人情報ファイルの作成の制限 (番号法第28条)</p> <p>行政機関等及び地方公共団体等その他個人番号利用事務等に従事する者が、特定個人情報ファイルを作成することができるのは、個人番号利用事務等処理するために必要な場合、又は番号法第19条第11号から第14号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合に限定されており、<u>これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成してはならない。</u></p>
<p>第4-2 特定個人情報の安全管理措置等</p> <p>第4-2-1) (略)</p> <p>第4-2-2) 安全管理措置</p> <p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法 第12条 行政機関個人情報保護法 第6条、第7条 独立行政法人等個人情報保護法 第7条、第8条 <p>● 安全管理措置 (番号法第12条、行政機関個人情報保護法第6条、第7条、独立行政法人等個人情報保護法第7条、第8条)</p> <p>個人番号利用事務等実施者は、<u>個人番号(生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。)</u>の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、行政機関等は、<u>保有個人情報である特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報である特定個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>第4-2 特定個人情報の安全管理措置等</p> <p>第4-2-1) (略)</p> <p>第4-2-2) 安全管理措置</p> <p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法 第12条 行政機関個人情報保護法 第6条、第7条 独立行政法人等個人情報保護法 第7条、第8条 <p>● 安全管理措置 (番号法第12条、行政機関個人情報保護法第6条、第7条、独立行政法人等個人情報保護法第7条、第8条)</p> <p>個人番号利用事務等実施者は、<u>個人番号(生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。)</u>の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、行政機関等は、<u>保有個人情報である特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報である特定個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p>

改正案	現行
<p>地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</p> <p>行政機関等及び地方公共団体等は、安全管理措置の検討に当たり、番号法及び行政機関個人情報保護法等関係法令並びに本ガイドライン（「（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）」を含む。）及び指針等を遵守することを前提とする。</p> <p>また、行政機関等及び地方公共団体等は、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置として特定個人情報保護評価書に記載した全ての措置を講ずるものとする。</p> <p>※ 安全管理措置の具体的な内容については、「（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）」を参照のこと。</p>	<p>地方公共団体においては、番号法第31条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</p> <p>行政機関等及び地方公共団体等は、安全管理措置の検討に当たり、番号法及び行政機関個人情報保護法等関係法令並びに本ガイドライン（「（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）」を含む。）及び指針等を遵守することを前提とする。</p> <p>また、行政機関等及び地方公共団体等は、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置として特定個人情報保護評価書に記載した全ての措置を講ずるものとする。</p> <p>※ 安全管理措置の具体的な内容については、「（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）」を参照のこと。</p>
<p>第4-3 特定個人情報の提供制限等 第4-3-1) (略)</p>	<p>第4-3 特定個人情報の提供制限等 第4-3-1) (略)</p>
<p>第4-3-2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</p> <div data-bbox="329 1087 1457 1325" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第15条、第19条、<u>第30条第1項及び第2項、第31条第1項から第3項まで</u> ・行政機関個人情報保護法 第8条 ・独立行政法人等個人情報保護法 第9条 </div>	<p>第4-3-2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</p> <div data-bbox="1516 1087 2644 1325" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第15条、第19条、<u>第29条第1項及び第2項、第30条第1項から第3項まで</u> ・行政機関個人情報保護法 第8条 ・独立行政法人等個人情報保護法 第9条 </div>
<p>1 (略)</p> <p>2 特定個人情報の提供制限（番号法第19条） (略)</p> <p>A 「提供」の意義について</p> <p>行政機関等の場合は、当該行政機関等を超えて特定個人情報が移動することが「提供」である。</p> <p>地方公共団体の場合は、当該地方公共団体から他の地方公共団体や行政機関等へ特定個人情報が移動することが「提供」であり、同一地方公共団体内の異なる機関に特定個人情報が移動することも「提供」に当たる。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 特定個人情報の提供制限（番号法第19条） (略)</p> <p>A 「提供」の意義について</p> <p>行政機関等の場合は、当該行政機関等を超えて特定個人情報が移動することが「提供」である。</p> <p>地方公共団体の場合は、当該地方公共団体から他の地方公共団体や行政機関等へ特定個人情報が移動することが「提供」であり、同一地方公共団体内の異なる機関に特定個人情報が移動することも「提供」に当たる。</p>

改正案	現行
<p>* 「提供」に当たらない場合 甲市の市長部局にある税務課から、同じ市長部局にある福祉課に特定個人情報が移転する場合は、同じ甲州市長部局内であるから、「提供」には当たらず、「利用」となる（第4-1-(1)1A a参照）。</p> <p>* 「提供」に当たる場合 甲市の市長部局にある市民課から、甲市教育委員会に特定個人情報が移動する場合は、同一地方公共団体内の異なる機関に特定個人情報が移動することから、「提供」に当たる。なお、この場合、番号法第19条第7号に基づく情報連携によらず甲市教育委員会が特定個人情報の提供を受けるためには、<u>同条第10号</u>に基づき、甲市教育委員会に対し特定個人情報を提供する旨の条例が定められる必要がある。</p> <p>B 特定個人情報を提供できる場合（番号法第19条第1号から<u>第15号</u>まで） 特定個人情報を提供できる場合として、番号法第19条各号が定めているもののうち行政機関等及び地方公共団体等が関わるものは、次のとおりである。</p> <p>a ~ f （略）</p> <p>g 情報提供ネットワークシステムを通じた提供（第7号、<u>第8号</u>、番号法施行令第21条、<u>番号法第十九条第八号規則</u>） 情報照会者が、情報提供者に対し、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、情報提供者は、情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供することができる（第4-3-(3)参照）。</p> <p><u>また、条例事務関係情報照会者が、条例事務関係情報提供者に対し、条例事務を処理するために必要な番号法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの^(注)（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、条例事務関係情報提供者は、情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供することができる。</u></p> <p><u>(注) 条例事務を処理するために必要な番号法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるものとは、</u></p>	<p>* 「提供」に当たらない場合 甲市の市長部局にある税務課から、同じ市長部局にある福祉課に特定個人情報が移転する場合は、同じ甲州市長部局内であるから、「提供」には当たらず、「利用」となる（第4-1-(1)1A a参照）。</p> <p>* 「提供」に当たる場合 甲市の市長部局にある市民課から、甲市教育委員会に特定個人情報が移動する場合は、同一地方公共団体内の異なる機関に特定個人情報が移動することから、「提供」に当たる。なお、この場合、番号法第19条第7号に基づく情報連携によらず甲市教育委員会が特定個人情報の提供を受けるためには、<u>同条第9号</u>に基づき、甲市教育委員会に対し特定個人情報を提供する旨の条例が定められる必要がある。</p> <p>B 特定個人情報を提供できる場合（番号法第19条第1号から<u>第14号</u>まで） 特定個人情報を提供できる場合として、番号法第19条各号が定めているもののうち行政機関等及び地方公共団体等が関わるものは、次のとおりである。</p> <p>a ~ f （略）</p> <p>g 情報提供ネットワークシステムを通じた提供（第7号、番号法施行令第21条） 情報照会者が、情報提供者に対し、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、情報提供者は、情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供することができる（第4-3-(3)参照）。</p>

改正案	現行
<p><u>法定事務において情報提供者に提供を求める特定個人情報の範囲と同一又はその一部である特定個人情報をいう。ただし、次に掲げる特定個人情報を除く。</u></p> <p><u>一 提供を求めた特定個人情報</u>が地方税関係情報である場合において、当該地方税関係情報の提供を求めることについて本人の同意がない場合における当該地方税関係情報</p> <p><u>二 限定機関が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第6号）第2条第1項の規定に基づきあらかじめその旨を護委員会に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた特定個人情報の範囲における当該特定個人情報</u></p> <p>h 国税・地方税法令に基づく国税連携及び地方税連携による提供（<u>第9号</u>、番号法施行令第22条、第23条）</p> <p>「地方税法」（昭和25年法律第226号）第46条第4項若しくは第5項（個人の道府県民税の賦課徴収に関する報告等）、第48条第7項（個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例）、第72条の58（道府県知事の通知義務）、第317条（市町村による所得の計算の通知）若しくは第325条（所得税又は法人税に関する書類の供覧等）の規定その他番号法施行令で定める同法又は国税に関する法律の規定により、国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に国税に関する特定個人情報を提供する場合又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、その特定個人情報の安全を確保するために必要な措置を講じているときは、それぞれ特定個人情報を提供することができる。</p> <p>なお、「その他番号法施行令で定める同法の規定」は、番号法施行令第22条で定められており、地方税法第48条第2項（個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例）、第72条の59（所得税又は道府県民税に関する書類の供覧等）、第294条第3項（市町村民税の納税義務者等）及び主務省令で定める規定である。</p> <p>「特定個人情報の安全を確保するために必要な措置」は、番号法施行令第23条で定められており、①特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目その他主務省令で定める事項を記録し、並びにその記録を7年間保存すること、②提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認すること並びに③</p>	<p>h 国税・地方税法令に基づく国税連携及び地方税連携による提供（<u>第8号</u>、番号法施行令第22条、第23条）</p> <p>「地方税法」（昭和25年法律第226号）第46条第4項若しくは第5項（個人の道府県民税の賦課徴収に関する報告等）、第48条第7項（個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例）、第72条の58（道府県知事の通知義務）、第317条（市町村による所得の計算の通知）若しくは第325条（所得税又は法人税に関する書類の供覧等）の規定その他番号法施行令で定める同法又は国税に関する法律の規定により、国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に国税に関する特定個人情報を提供する場合又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、その特定個人情報の安全を確保するために必要な措置を講じているときは、それぞれ特定個人情報を提供することができる。</p> <p>なお、「その他番号法施行令で定める同法の規定」は、番号法施行令第22条で定められており、地方税法第48条第2項（個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例）、第72条の59（所得税又は道府県民税に関する書類の供覧等）、第294条第3項（市町村民税の納税義務者等）及び主務省令で定める規定である。</p> <p>「特定個人情報の安全を確保するために必要な措置」は、番号法施行令第23条で定められており、①特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目その他主務省令で定める事項を記録し、並びにその記録を7年間保存すること、②提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認すること並びに③</p>

改正案	現行
<p>これらのほか特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「番号法施行規則」という。）で定める措置をいう。</p> <p>* 甲市長は、地方税法第315条第1号ただし書の規定に基づき、甲市内に住所を有する個人の所得税に係る申告書に記載されている金額が過少であると認められた場合に、自ら調査し、その調査に基づいて自ら所得を計算して市民税を課したときに、その特定個人情報の安全を確保するための必要な措置を講じた上で、同法第317条の規定に基づき、その市の区域を管轄する乙税務署長に対して、その個人の総所得金額等を当該個人の個人番号と共に通知することとなる。</p> <p>i 地方公共団体の他の機関に対する提供（第10号） 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、その地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供することができる。 この場合において、提供を受ける機関には個人番号を利用する法的根拠があることが前提とされていることから、提供を受けることのできる機関は、法令又は条例に基づく個人番号利用事務実施者である必要がある。 なお、地方公共団体内の他の機関に特定個人情報を提供するために番号法第19条第10号に基づく条例を定める場合、同法第9条第2項に基づき個人番号を利用することができることとした事務の根拠となる条例において書面の提出を義務付けているときは、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を不要とする場合が考えられる。この場合、当該書面の提出を義務付けている条例等の改正等が必要となる。</p> <p>* 甲市の市長部局にある税務部門は、甲市教育委員会が個人番号利用事務である学校保健安全法に基づく医療費用援助に関する事務を処理するため、条例で定めるところにより、地方税情報を甲市教育委員会に提供することができる。</p> <p>j 委員会からの提供の求め（第12号） 委員会が、特定個人情報の取扱いに関し、番号法第35条第1項の規定により、特定個人情報の提出を求めた場合には、この求めに応じ、委員会に対し、特定個人情報を提供しなければならない。</p> <p>k 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供（第13号、番号法</p>	<p>これらのほか特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「番号法施行規則」という。）で定める措置をいう。</p> <p>* 甲市長は、地方税法第315条第1号ただし書の規定に基づき、甲市内に住所を有する個人の所得税に係る申告書に記載されている金額が過少であると認められた場合に、自ら調査し、その調査に基づいて自ら所得を計算して市民税を課したときに、その特定個人情報の安全を確保するための必要な措置を講じた上で、同法第317条の規定に基づき、その市の区域を管轄する乙税務署長に対して、その個人の総所得金額等を当該個人の個人番号と共に通知することとなる。</p> <p>i 地方公共団体の他の機関に対する提供（第9号） 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、その地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供することができる。 この場合において、提供を受ける機関には個人番号を利用する法的根拠があることが前提とされていることから、提供を受けることのできる機関は、法令又は条例に基づく個人番号利用事務実施者である必要がある。 なお、地方公共団体内の他の機関に特定個人情報を提供するために番号法第19条第9号に基づく条例を定める場合、同法第9条第2項に基づき個人番号を利用することができることとした事務の根拠となる条例において書面の提出を義務付けているときは、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を不要とする場合が考えられる。この場合、当該書面の提出を義務付けている条例等の改正等が必要となる。</p> <p>* 甲市の市長部局にある税務部門は、甲市教育委員会が個人番号利用事務である学校保健安全法に基づく医療費用援助に関する事務を処理するため、条例で定めるところにより、地方税情報を甲市教育委員会に提供することができる。</p> <p>j 委員会からの提供の求め（第11号） 委員会が、特定個人情報の取扱いに関し、番号法第38条第1項の規定により、特定個人情報の提出を求めた場合には、この求めに応じ、委員会に対し、特定個人情報を提供しなければならない。</p> <p>k 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供（第12号、番号法</p>

改正案	現行
<p>施行令第26条、同施行令別表)</p> <p>①各議院の審査、調査の手續、②訴訟手續その他の裁判所における手續、③裁判の執行、④刑事事件の捜査、⑤租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査、⑥会計検査院の検査が行われるとき、⑦公益上の必要があるときは、特定個人情報を提供することができる。⑦の公益上の必要があるときは、番号法施行令第26条で定められており、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)の規定による犯則事件の調査(番号法施行令別表第2号)、「金融商品取引法」(昭和23年法律第25号)の規定による犯則事件の調査(同表第4号)、租税調査(同表第8号)、個人情報保護法の規定による報告徴収(同表第19号)、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(平成19年法律第22号)の規定による届出(同表第23号)等がある。</p> <p>l 人の生命、身体又は財産の保護のための提供 (第14号) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報を提供することができる。</p> <p>m 委員会規則に基づく提供 (第15号) 番号法第19条第1号から第14号までに準ずるものとして委員会規則で定めた場合には、特定個人情報を提供することができる。</p> <p>c (略)</p>	<p>施行令第26条、同施行令別表)</p> <p>①各議院の審査、調査の手續、②訴訟手續その他の裁判所における手續、③裁判の執行、④刑事事件の捜査、⑤租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査、⑥会計検査院の検査が行われるとき、⑦公益上の必要があるときは、特定個人情報を提供することができる。⑦の公益上の必要があるときは、番号法施行令第26条で定められており、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)の規定による犯則事件の調査(番号法施行令別表第2号)、「金融商品取引法」(昭和23年法律第25号)の規定による犯則事件の調査(同表第4号)、租税調査(同表第8号)、個人情報保護法の規定による報告徴収(同表第19号)、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(平成19年法律第22号)の規定による届出(同表第23号)等がある。</p> <p>l 人の生命、身体又は財産の保護のための提供 (第13号) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報を提供することができる。</p> <p>m 委員会規則に基づく提供 (第14号) 番号法第19条第1号から第13号までに準ずるものとして委員会規則で定めた場合には、特定個人情報を提供することができる。</p> <p>c (略)</p>
<p>第4-3-(3) 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供 (関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条、第21条から第26条まで、第31条 ・行政機関個人情報保護法 第8条 ・独立行政法人等個人情報保護法 第9条 <p>1 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携 A 情報提供ネットワークシステム(番号法第21条、第26条) 「情報提供ネットワークシステム」とは、番号法第19条第7号又は第8号の規定に基づき、同法第2条第14項に規定する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに情報照会者及び情報提供者並びに条例</p>	<p>第4-3-(3) 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供 (関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条、第21条から第25条まで、第30条 ・行政機関個人情報保護法 第8条 ・独立行政法人等個人情報保護法 第9条 <p>1 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携 A 情報提供ネットワークシステム(番号法第21条) 「情報提供ネットワークシステム」とは、番号法第19条第7号の規定に基づき、同法第2条第14項に規定する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに情報照会者及び情報提供者をいう。以下同じ。)</p>

改正案	現行
<p><u>事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。</u>以下同じ。)の間で、特定個人情報を安全、効率的にやり取りするための情報システムであり、総務大臣が、委員会と協議の上、設置し、管理するものである。</p> <p>行政機関等及び地方公共団体等は、同法第19条第7号の規定及び別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会者として他の個人番号利用事務実施者から個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を受け、又は情報提供者として他の個人番号利用事務実施者に対し特定個人情報を提供することとなる。<u>また、同法第19条第8号の規定及び個人情報保護委員会規則に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、条例事務関係情報照会者として条例事務関係情報提供者から条例事務を処理するために必要な特定個人情報^(注)の提供を受け、又は条例事務関係情報提供者として条例事務関係情報照会者に対して特定個人情報^(注)を提供することも認められる。</u>このような情報のやり取りを情報連携という。</p> <p>行政機関の長等においては、それぞれ設置される中間サーバー等（中間サーバーに相当する機能を有する既存業務システムを含む。）を通じて情報提供ネットワークシステムにアクセスし、同法別表第2の第4欄に掲げられた特定個人情報について、原則としてシステム上自動的に照会・提供を行うこととなる。したがって、こうしたシステムの管理についての環境を整備することが必要となる。</p> <p>また、情報提供ネットワークシステムを使用することができるのは、行政機関の長等に限られる。したがって、行政機関等及び地方公共団体等から個人番号利用事務の委託を受けた者（法令の規定により、同法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者及び同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者を除く。）は、<u>情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことはできない。</u></p> <p><u>(注) 条例事務を処理するために必要な特定個人情報又は条例事務関係情報提供者として条例事務関係情報照会者に対して提供する特定個人情報とは、法定事務において情報提供者に提供を求める特定個人情報の範囲と同一又はその一部である特定個人情報をいう。ただし、次に掲げる特定個人情報を除く。</u></p> <p>一 <u>提供を求めた特定個人情報が地方税関係情報である場合において、当該地方税関係情報の提供を求めることについて本人の同意がない場合における当該地方税関係情報</u></p> <p>二 <u>限定機関が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範</u></p>	<p>の間で、特定個人情報を安全、効率的にやり取りするための情報システムであり、総務大臣が、委員会と協議の上、設置し、管理するものである。</p> <p>行政機関等及び地方公共団体等は、同法第19条第7号の規定及び別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会者として他の個人番号利用事務実施者から個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を受け、又は情報提供者として他の個人番号利用事務実施者に対し特定個人情報を提供することとなる。このような情報のやり取りを情報連携という。</p> <p>行政機関の長等においては、それぞれ設置される中間サーバー等（中間サーバーに相当する機能を有する既存業務システムを含む。）を通じて情報提供ネットワークシステムにアクセスし、同法別表第2の第4欄に掲げられた特定個人情報について、原則としてシステム上自動的に照会・提供を行うこととなる。したがって、こうしたシステムの管理についての環境を整備することが必要となる。</p> <p>また、情報提供ネットワークシステムを使用することができるのは、行政機関の長等に限られる。したがって、行政機関等及び地方公共団体等から個人番号利用事務の委託を受けた者（法令の規定により、同法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者及び同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者を除く。）は、<u>情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことはできない。</u></p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>囲の限定に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第6号）第2条第1項の規定に基づきあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた特定個人情報の範囲における当該特定個人情報</u></p> <p>B 特定個人情報の提供（番号法第22条、<u>第26条</u>、番号法施行令第28条） 情報提供者<u>又は条例事務関係情報提供者</u>は、番号法第19条第7号<u>又は第8号</u>の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、同法第21条第2項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、番号法施行令で定めるところにより、情報照会者<u>又は条例事務関係情報照会者</u>に対して求められた特定個人情報を提供しなければならない^{（注）}（<u>番号法第22条第1項、第26条</u>）。具体的には、システム上でのやり取りとなることから、同システムの管理についての環境を整備することが必要となる。</p> <p>また、同法第22条第1項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の<u>法令又は条例</u>の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、同条第2項の規定により当該書面の提出があったものとみなされることから、当該書面を提出すべき者は、当該書面を提出する必要がなくなる。</p> <p>* 児童扶養手当の支給を受けるには、所得証明書の提出が必要であるが（児童扶養手当法施行規則第1条第7号）、情報提供ネットワークシステムを通じて所得情報の提供が行われる場合には、申請者は所得証明書の提出義務を免除される。</p> <p><u>（注）番号法第19条第8号の規定により提供することができる限定機関が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則」（平成28年個人情報保護委員会規則第6号）第2条第1項の規定に基づきあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない。</u></p> <p>2 情報提供等の記録（番号法第23条、<u>第26条</u>、番号法施行令第29条） 情報照会者及び情報提供者<u>又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者</u>が、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を保存しなければならない事項として以下の場合があるが、具体的には、システム上で記録されることから、同システムの管理についての環境を整備することが必要となる。</p> <p>a 情報照会者及び情報提供者<u>又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関</u></p>	<p>B 特定個人情報の提供（番号法第22条、番号法施行令第28条） 情報提供者は、番号法第19条第7号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、同法第21条第2項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、番号法施行令で定めるところにより、情報照会者に対して求められた特定個人情報を提供しなければならない（<u>番号法第22条第1項</u>）。具体的には、システム上でのやり取りとなることから、同システムの管理についての環境を整備することが必要となる。</p> <p>また、同法第22条第1項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の<u>法令</u>の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、同条第2項の規定により当該書面の提出があったものとみなされることから、当該書面を提出すべき者は、当該書面を提出する必要がなくなる。</p> <p>* 児童扶養手当の支給を受けるには、所得証明書の提出が必要であるが（児童扶養手当法施行規則第1条第7号）、情報提供ネットワークシステムを通じて所得情報の提供が行われる場合には、申請者は所得証明書の提出義務を免除される。</p> <p>2 情報提供等の記録（番号法第23条、番号法施行令第29条） 情報照会者及び情報提供者が、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を保存しなければならない事項として以下の場合があるが、具体的には、システム上で記録されることから、同システムの管理についての環境を整備することが必要となる。</p> <p>a 情報照会者及び情報提供者は、番号法第19条第7号の規定により特定個</p>

改正案	現行
<p><u>係情報提供者</u>は、番号法第19条第7号<u>又は第8号</u>の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に次に掲げる事項を記録し、当該記録を7年間保存しなければならない（番号法第23条第1項、<u>第26条</u>）。</p> <p>一 情報照会者及び情報提供者<u>又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者</u>の名称</p> <p>二～四 （略）</p> <p>b <u>情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者</u>は、aに規定する事項のほか、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が、次に掲げる事項に該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を7年間保存しなければならない（番号法第23条第2項、<u>第26条</u>）。</p> <p>一 番号法<u>第31条第1項</u>の規定により、「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」に本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）を加えた「代理人」と読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。</p> <p>二 （略）</p> <p>三 番号法<u>第31条第3項</u>の規定により、「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」に任意代理人を加えた「代理人」と読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。</p> <p>なお、提供される特定個人情報ではない情報提供の求め又は提供の事実が不開示情報に該当するか否かについては、情報照会者及び情報提供者<u>又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者</u>であるそれぞれの行政機関の長等において判断することとなることに留意する必要がある。</p> <p>c 総務大臣は、番号法第19条第7号<u>又は第8号</u>の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、a及びbに規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を7年間保存しなければならない（番号法第23条第3項、<u>第26条</u>）。</p> <p>d 情報提供等の記録に記録された特定個人情報については、番号法において、一般法における利用目的以外の目的のために利用することを認める規</p>	<p>人情情報の提供の求め又は提供があったときは、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に次に掲げる事項を記録し、当該記録を7年間保存しなければならない（番号法第23条第1項）。</p> <p>一 情報照会者及び情報提供者の名称</p> <p>二～四 （略）</p> <p>b 情報照会者及び情報提供者は、aに規定する事項のほか、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が、次に掲げる事項に該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を7年間保存しなければならない（番号法第23条第2項）。</p> <p>一 番号法<u>第30条第1項</u>の規定により、「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」に本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）を加えた「代理人」と読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。</p> <p>二 （略）</p> <p>三 番号法<u>第30条第3項</u>の規定により、「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」に任意代理人を加えた「代理人」と読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。</p> <p>なお、提供される特定個人情報ではない情報提供の求め又は提供の事実が不開示情報に該当するか否かについては、情報照会者及び情報提供者であるそれぞれの行政機関の長等において判断することとなることに留意する必要がある。</p> <p>c 総務大臣は、番号法第19条第7号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、a及びbに規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を7年間保存しなければならない（番号法第23条第3項）。</p> <p>d 情報提供等の記録に記録された特定個人情報については、番号法において、一般法における利用目的以外の目的のために利用することを認める規</p>

改正案	現行
<p>定を全て適用除外としており、<u>利用目的以外の目的のために利用することはできない</u>（番号法第31条第1項又は第2項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第8条第1項及び適用除外とされる同条第2項から第4項まで、番号法第31条第3項により読み替えて適用される独立行政法人等個人情報保護法第9条第1項及び適用除外とされる同条第2項から第4項まで、番号法第31条第4項により読み替えて準用される独立行政法人等個人情報保護法第9条第1項）。</p> <p>地方公共団体等が保有する情報提供等の記録については、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</p>	<p>定を全て適用除外としており、<u>利用目的以外の目的のために利用することはできない</u>（番号法第30条第1項又は第2項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第8条第1項及び適用除外とされる同条第2項から第4項まで、番号法第30条第3項により読み替えて適用される独立行政法人等個人情報保護法第9条第1項及び適用除外とされる同条第2項から第4項まで、番号法第30条第4項により読み替えて準用される独立行政法人等個人情報保護法第9条第1項）。</p> <p>地方公共団体等が保有する情報提供等の記録については、番号法第31条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</p>
<p>3 秘密の管理及び秘密保持義務（番号法第24条、第25条、<u>第26条</u>）</p> <p>a <u>総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、</u>情報提供等事務（番号法第19条第7号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。）<u>又は条例事務関係情報提供等事務（同第19条第8号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。）</u>に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、<u>情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者が</u>情報提供等事務<u>又は条例事務関係情報提供等事務に</u>使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない（番号法第24条、<u>第26条</u>）。</p> <p>b <u>情報提供等事務又は条例事務関係情報提供等事務若しくは情報提供ネットワークシステムの</u>運営に関する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない（番号法第25条、<u>第26条</u>）。</p>	<p>3 秘密の管理及び秘密保持義務（番号法第24条、第25条）</p> <p>a <u>総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、</u>情報提供等事務（番号法第19条第7号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、<u>情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が</u>情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない（番号法第24条）。</p> <p>b <u>情報提供等事務又は情報提供ネットワークシステムの</u>運営に関する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない（番号法第25条）。</p>
<p>第4-3-(4) (略)</p>	<p>第4-3-(4) (略)</p>
<p>第4-3-(5) (略)</p>	<p>第4-3-(5) (略)</p>
<p>第4-4 その他の取扱い</p> <p>第4-4-(1) 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求</p>	<p>第4-4 その他の取扱い</p> <p>第4-4-(1) 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求</p>

改正案	現行
<p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 <u>第30条第1項及び第2項、第31条第1項から第3項まで</u> ・行政機関個人情報保護法 第9条 ・独立行政法人等個人情報保護法 第10条 <p>● 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（行政機関個人情報保護法第9条、独立行政法人等個人情報保護法第10条） 行政機関等が保有する特定個人情報及び情報提供等の記録に関する措置要求については、番号法において適用除外となっている。 <u>地方公共団体においては、同法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</u></p>	<p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 <u>第29条第1項及び第2項、第30条第1項から第3項まで</u> ・行政機関個人情報保護法 第9条 ・独立行政法人等個人情報保護法 第10条 <p>● 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（行政機関個人情報保護法第9条、独立行政法人等個人情報保護法第10条） 行政機関等が保有する特定個人情報及び情報提供等の記録に関する措置要求については、番号法において適用除外となっている。 <u>地方公共団体においては、同法第31条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</u></p>
<p>第4-4-2) 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知</p>	<p>第4-4-2) 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知</p>
<p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 <u>第28条、第30条、第31条</u> ・行政機関個人情報保護法 第10条 ・特定個人情報保護評価に関する規則 第2条 ・特定個人情報保護評価指針 	<p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 <u>第27条、第29条、第30条</u> ・行政機関個人情報保護法 第10条 ・特定個人情報保護評価に関する規則 第2条 ・特定個人情報保護評価指針
<p>● 特定個人情報ファイルを保有しようとするときの事前通知</p> <p>A 事前通知（番号法<u>第30条第1項又は第31条第1項</u>により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第10条第1項） 行政機関（会計検査院を除く。以下この項において同じ。）が特定個人情報ファイル（情報提供等の記録を含む。）を保有しようとするときは、個人情報ファイルを保有しようとするときと同様、行政機関個人情報保護法第10条第1項の規定が適用される。<u>ただし、番号法において同項が読み替えられて適用されるため、当該行政機関の長が同項各号に掲げる事項をあらかじめ通知しなければならない通知先は、総務大臣ではなく委員会である。通知した事項を変更しようとするときも、同様である。</u>なお、特定個人情報について行政機関個人情報保護法が適用されるときは、同法の規定中「個人情報ファイル」とあるのは「個人情報ファイルである特定個人情報ファイル」を意味する。 また、行政機関が、番号法<u>第28条第1項</u>に規定する評価書（全項目評価書）を委員会へ提出し、特定個人情報ファイルの取扱いについて、同条第2項の規定により委員会の承認を受け、同条第4項の規定により公表したときは、同法<u>第30条第1項</u>の規定により読み替えて適用される行政機関個</p>	<p>● 特定個人情報ファイルを保有しようとするときの事前通知</p> <p>A 事前通知（番号法<u>第29条第1項又は第30条第1項</u>により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第10条第1項） 行政機関（会計検査院を除く。以下この項において同じ。）が特定個人情報ファイル（情報提供等の記録を含む。）を保有しようとするときは、個人情報ファイルを保有しようとするときと同様、行政機関個人情報保護法第10条第1項の規定が適用される。<u>ただし、番号法において同項が読み替えられて適用されるため、当該行政機関の長が同項各号に掲げる事項をあらかじめ通知しなければならない通知先は、総務大臣ではなく委員会である。通知した事項を変更しようとするときも、同様である。</u>なお、特定個人情報について行政機関個人情報保護法が適用されるときは、同法の規定中「個人情報ファイル」とあるのは「個人情報ファイルである特定個人情報ファイル」を意味する。 また、行政機関が、番号法<u>第27条第1項</u>に規定する評価書（全項目評価書）を委員会へ提出し、特定個人情報ファイルの取扱いについて、同条第2項の規定により委員会の承認を受け、同条第4項の規定により公表したときは、同法<u>第29条第1項</u>の規定により読み替えて適用される行政機関個</p>

改正案	現行								
<p>個人情報保護法第10条第1項の規定による委員会に対する通知があったものとみなされる。</p> <p>委員会は、「特定個人情報保護評価指針」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）第8において、行政機関が「特定個人情報保護評価に関する規則」（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第2条第2号に規定する重点項目評価書を委員会へ提出し、公表したときについても、委員会に対する事前通知があったものとして取り扱うこととしている。</p> <p>一方、独立行政法人等個人情報保護法には行政機関個人情報保護法第10条第1項に相当する規定がないことから、独立行政法人等は、特定個人情報ファイルを保有する前に委員会に通知する必要はない。地方公共団体等についても、同様に委員会に通知する必要はない。</p> <p>B 事前通知が不要の場合（行政機関個人情報保護法第10条第2項）</p> <p>行政機関個人情報保護法第10条第2項の規定は、特定個人情報ファイルについても個人情報ファイルと同様に適用されることから、同項各号に掲げる個人情報ファイル（例：行政機関の職員の給与に関する事項を記録するもの）に相当する特定個人情報ファイルについては、行政機関の長は、委員会に事前に通知する必要はない。</p> <p>ただし、事前に通知する必要がない場合であっても、番号法第28条の規定に基づき、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施するものとされていることに留意する必要がある。</p> <p>C 保有をやめたときの通知（番号法第30条第1項又は第31条第1項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第10条第3項）</p> <p>行政機関の長は、行政機関個人情報保護法第10条第1項に規定する事項を通知した特定個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが同条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、委員会に対しその旨を通知しなければならない。</p> <p>〈参考〉行政機関における委員会への事前通知等の要否</p> <table border="1" data-bbox="379 1650 1460 1934"> <thead> <tr> <th>事前通知等の要否</th> <th>具体的な場面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必要な場合</td> <td>①特定個人情報ファイルを保有しようとするとき（注） ②通知した事項を変更しようとするとき（注） ③特定個人情報ファイルの保有をやめたとき ④特定個人情報ファイルにおける本人の数が千人に満たな</td> </tr> </tbody> </table>	事前通知等の要否	具体的な場面	必要な場合	①特定個人情報ファイルを保有しようとするとき（注） ②通知した事項を変更しようとするとき（注） ③特定個人情報ファイルの保有をやめたとき ④特定個人情報ファイルにおける本人の数が千人に満たな	<p>個人情報保護法第10条第1項の規定による委員会に対する通知があったものとみなされる。</p> <p>委員会は、「特定個人情報保護評価指針」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）第8において、行政機関が「特定個人情報保護評価に関する規則」（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第2条第2号に規定する重点項目評価書を委員会へ提出し、公表したときについても、委員会に対する事前通知があったものとして取り扱うこととしている。</p> <p>一方、独立行政法人等個人情報保護法には行政機関個人情報保護法第10条第1項に相当する規定がないことから、独立行政法人等は、特定個人情報ファイルを保有する前に委員会に通知する必要はない。地方公共団体等についても、同様に委員会に通知する必要はない。</p> <p>B 事前通知が不要の場合（行政機関個人情報保護法第10条第2項）</p> <p>行政機関個人情報保護法第10条第2項の規定は、特定個人情報ファイルについても個人情報ファイルと同様に適用されることから、同項各号に掲げる個人情報ファイル（例：行政機関の職員の給与に関する事項を記録するもの）に相当する特定個人情報ファイルについては、行政機関の長は、委員会に事前に通知する必要はない。</p> <p>ただし、事前に通知する必要がない場合であっても、番号法第27条の規定に基づき、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施するものとされていることに留意する必要がある。</p> <p>C 保有をやめたときの通知（番号法第29条第1項又は第30条第1項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第10条第3項）</p> <p>行政機関の長は、行政機関個人情報保護法第10条第1項に規定する事項を通知した特定個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが同条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、委員会に対しその旨を通知しなければならない。</p> <p>〈参考〉行政機関における委員会への事前通知等の要否</p> <table border="1" data-bbox="1558 1650 2644 1934"> <thead> <tr> <th>事前通知等の要否</th> <th>具体的な場面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必要な場合</td> <td>①特定個人情報ファイルを保有しようとするとき（注） ②通知した事項を変更しようとするとき（注） ③特定個人情報ファイルの保有をやめたとき ④特定個人情報ファイルにおける本人の数が千人に満たな</td> </tr> </tbody> </table>	事前通知等の要否	具体的な場面	必要な場合	①特定個人情報ファイルを保有しようとするとき（注） ②通知した事項を変更しようとするとき（注） ③特定個人情報ファイルの保有をやめたとき ④特定個人情報ファイルにおける本人の数が千人に満たな
事前通知等の要否	具体的な場面								
必要な場合	①特定個人情報ファイルを保有しようとするとき（注） ②通知した事項を変更しようとするとき（注） ③特定個人情報ファイルの保有をやめたとき ④特定個人情報ファイルにおける本人の数が千人に満たな								
事前通知等の要否	具体的な場面								
必要な場合	①特定個人情報ファイルを保有しようとするとき（注） ②通知した事項を変更しようとするとき（注） ③特定個人情報ファイルの保有をやめたとき ④特定個人情報ファイルにおける本人の数が千人に満たな								

改正案		現行	
	<p>なくなったとき</p> <p>(注) 全項目評価書を委員会に提出し、特定個人情報ファイルの取扱いについて委員会の承認を受け、公表したときは、委員会に対する事前通知があったものとみなされる。また、重点項目評価書を委員会へ提出し、公表したときについても、委員会に対する事前通知があったものとして取り扱われる。</p>		<p>なくなったとき</p> <p>(注) 全項目評価書を委員会に提出し、特定個人情報ファイルの取扱いについて委員会の承認を受け、公表したときは、委員会に対する事前通知があったものとみなされる。また、重点項目評価書を委員会へ提出し、公表したときについても、委員会に対する事前通知があったものとして取り扱われる。</p>
不要な場合	<p>行政機関個人情報保護法第10条第2項各号に掲げる個人情報ファイルに相当する特定個人情報ファイル</p> <p>(独立行政法人等及び地方公共団体等は、委員会へ事前通知等をする必要はない。)</p>	不要な場合	<p>行政機関個人情報保護法第10条第2項各号に掲げる個人情報ファイルに相当する特定個人情報ファイル</p> <p>(独立行政法人等及び地方公共団体等は、委員会へ事前通知等をする必要はない。)</p>
<p>第4-4-③ 開示</p> <p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法 <u>第30条第1項及び第2項、第31条第1項から第3項まで</u> 行政機関個人情報保護法 第12条から第26条まで 独立行政法人等個人情報保護法 第12条から第26条まで <p>● 開示 (番号法 <u>第30条第1項又は第2項</u>により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第12条から第26条まで又は独立行政法人等個人情報保護法第12条から第26条まで。情報提供等の記録については番号法 <u>第31条第1項から第3項まで</u>により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第12条から第26条まで又は独立行政法人等個人情報保護法第12条から第26条まで。番号法施行令第33条)</p> <p>行政機関の保有する特定個人情報については、個人情報と同様、行政機関個人情報保護法の規定により、何人も行政機関の長に対して自己を本人とする保有個人情報である特定個人情報の開示を請求することができる(行政機関個人情報保護法第12条第1項。独立行政法人等についての独立行政法人等個人情報保護法も同じ。)</p> <p>ただし、特定個人情報については、次のAからDまでについて行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法と異なる規定となっているので留意する必要がある。</p> <p><u>地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</u></p> <p>A～D (略)</p>		<p>第4-4-③ 開示</p> <p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法 <u>第29条第1項及び第2項、第30条第1項から第3項まで</u> 行政機関個人情報保護法 第12条から第26条まで 独立行政法人等個人情報保護法 第12条から第26条まで <p>● 開示 (番号法 <u>第29条第1項又は第2項</u>により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第12条から第26条まで又は独立行政法人等個人情報保護法第12条から第26条まで。情報提供等の記録については番号法 <u>第30条第1項から第3項まで</u>により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第12条から第26条まで又は独立行政法人等個人情報保護法第12条から第26条まで。番号法施行令第33条)</p> <p>行政機関の保有する特定個人情報については、個人情報と同様、行政機関個人情報保護法の規定により、何人も行政機関の長に対して自己を本人とする保有個人情報である特定個人情報の開示を請求することができる(行政機関個人情報保護法第12条第1項。独立行政法人等についての独立行政法人等個人情報保護法も同じ。)</p> <p>ただし、特定個人情報については、次のAからDまでについて行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法と異なる規定となっているので留意する必要がある。</p> <p><u>地方公共団体においては、番号法第31条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</u></p> <p>A～D (略)</p>	

改正案	現行
<p>第4-4-(4) 訂正</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法 <u>第30条第1項及び第2項、第31条第1項から第3項まで</u> ・ 行政機関個人情報保護法 第27条から第35条まで ・ 独立行政法人等個人情報保護法 第27条から第35条まで </div> <p>● 訂正 (番号法<u>第30条第1項又は第2項</u>により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第27条から第35条まで又は独立行政法人等個人情報保護法第27条から第35条まで。情報提供等の記録については番号法<u>第31条第1項から第3項まで</u>により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第27条から第35条まで又は独立行政法人等個人情報保護法第27条から第35条まで)</p> <p>行政機関の保有する特定個人情報については、個人情報と同様、行政機関個人情報保護法の規定により、何人も行政機関の長に対して自己を本人とする特定個人情報で開示を受けたものについての訂正を請求することができる(行政機関個人情報保護法第27条第1項。独立行政法人等についての独立行政法人等個人情報保護法も同じ。)</p> <p>ただし、特定個人情報については、次のAからCまでについて行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法と異なる規定となっているので留意する必要がある。</p> <p><u>地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</u></p> <p>A～C (略)</p>	<p>第4-4-(4) 訂正</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法 <u>第29条第1項及び第2項、第30条第1項から第3項まで</u> ・ 行政機関個人情報保護法 第27条から第35条まで ・ 独立行政法人等個人情報保護法 第27条から第35条まで </div> <p>● 訂正 (番号法<u>第29条第1項又は第2項</u>により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第27条から第35条まで又は独立行政法人等個人情報保護法第27条から第35条まで。情報提供等の記録については番号法<u>第30条第1項から第3項まで</u>により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第27条から第35条まで又は独立行政法人等個人情報保護法第27条から第35条まで)</p> <p>行政機関の保有する特定個人情報については、個人情報と同様、行政機関個人情報保護法の規定により、何人も行政機関の長に対して自己を本人とする特定個人情報で開示を受けたものについての訂正を請求することができる(行政機関個人情報保護法第27条第1項。独立行政法人等についての独立行政法人等個人情報保護法も同じ。)</p> <p>ただし、特定個人情報については、次のAからCまでについて行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法と異なる規定となっているので留意する必要がある。</p> <p><u>地方公共団体においては、番号法第31条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</u></p> <p>A～C (略)</p>
<p>第4-4-(5) 利用停止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法 <u>第30条第1項及び第2項、第31条第1項から第3項まで</u> ・ 行政機関個人情報保護法 第36条から第41条まで ・ 独立行政法人等個人情報保護法 第36条から第41条まで </div> <p>● 利用停止 (番号法<u>第30条第1項又は第2項</u>により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第36条から第41条まで又は独立行政法人等個人情報保護法第36条から第41条まで。情報提供等の記録については番号法<u>第31条第1項から第3項まで</u>により適用が除外される行政機関個人情報保護法第</p>	<p>第4-4-(5) 利用停止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法 <u>第29条第1項及び第2項、第30条第1項から第3項まで</u> ・ 行政機関個人情報保護法 第36条から第41条まで ・ 独立行政法人等個人情報保護法 第36条から第41条まで </div> <p>● 利用停止 (番号法<u>第29条第1項又は第2項</u>により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第36条から第41条まで又は独立行政法人等個人情報保護法第36条から第41条まで。情報提供等の記録については番号法<u>第30条第1項から第3項まで</u>により適用が除外される行政機関個人情報保護法第</p>

改正案	現行
<p>4章第3節又は独立行政法人等個人情報保護法第4章第3節) 行政機関の保有する特定個人情報については、個人情報と同様、行政機関個人情報保護法の規定により、何人も、自己を本人とする保有個人情報が適法に取得されたものでないとき等のときは、その利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる（行政機関個人情報保護法第36条第1項。独立行政法人等についての独立行政法人等個人情報保護法も同じ。）。</p> <p>ただし、特定個人情報については、次のAからCまでについて行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法と異なる規定となっているので留意する必要がある。</p> <p>地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</p> <p>A （略）</p> <p>B 請求事由の追加等 番号法第19条、第20条又は第29条の規定に違反して特定個人情報が利用され、又は提供されているときは、利用停止の請求をすることができる。</p> <p>C （略）</p>	<p>4章第3節又は独立行政法人等個人情報保護法第4章第3節) 行政機関の保有する特定個人情報については、個人情報と同様、行政機関個人情報保護法の規定により、何人も、自己を本人とする保有個人情報が適法に取得されたものでないとき等のときは、その利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる（行政機関個人情報保護法第36条第1項。独立行政法人等についての独立行政法人等個人情報保護法も同じ。）。</p> <p>ただし、特定個人情報については、次のAからCまでについて行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法と異なる規定となっているので留意する必要がある。</p> <p>地方公共団体においては、番号法第31条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</p> <p>A （略）</p> <p>B 請求事由の追加等 番号法第19条、第20条又は第28条の規定に違反して特定個人情報が利用され、又は提供されているときは、利用停止の請求をすることができる。</p> <p>C （略）</p>
<p>第4-5 特定個人情報保護評価</p> <p>（関係条文）</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法 第21条、第27条、第28条 特定個人情報保護評価に関する規則 特定個人情報保護評価指針 <p>1 特定個人情報保護評価（番号法第27条、第28条） 特定個人情報保護評価は、評価実施機関^{（注）}が、特定個人情報ファイルを取り扱う事務における当該特定個人情報ファイルの取扱いについて自ら評価するものである。評価実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する場合は、当該特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、基礎項目評価書、重点項目評価</p>	<p>第4-5 特定個人情報保護評価</p> <p>（関係条文）</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法 第21条、第26条、第27条 特定個人情報保護評価に関する規則 特定個人情報保護評価指針 <p>1 特定個人情報保護評価（番号法第26条、第27条） 特定個人情報保護評価は、評価実施機関^{（注）}が、特定個人情報ファイルを取り扱う事務における当該特定個人情報ファイルの取扱いについて自ら評価するものである。評価実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する場合は、当該特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、基礎項目評価書、重点項目評価</p>

改正案	現行
<p>書又は全項目評価書（以下「特定個人情報保護評価書」という。）において自ら宣言するものである。</p> <p>※ 特定個人情報保護評価の詳細については、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針を参照のこと。</p> <p>（注）評価実施機関とは、番号法第28条及び特定個人情報保護評価に関する規則の規定に基づき特定個人情報保護評価を実施する同法第2条第14項に規定する行政機関の長等をいう。</p>	<p>書又は全項目評価書（以下「特定個人情報保護評価書」という。）において自ら宣言するものである。</p> <p>※ 特定個人情報保護評価の詳細については、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針を参照のこと。</p> <p>（注）評価実施機関とは、番号法第27条及び特定個人情報保護評価に関する規則の規定に基づき特定個人情報保護評価を実施する同法第2条第14項に規定する行政機関の長等をいう。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置</p> <p>特定個人情報保護評価を実施していない場合、特定個人情報ファイルの適正な取扱いの確保のための措置が適切に講じられていないおそれがある。このような場合に、情報連携を行わせると不適切な形で特定個人情報ファイルがネットワークを通じてやり取りされることとなり、適切に取り扱われている他の事務やシステムにまで悪影響を及ぼすおそれがあることから、<u>特定個人情報保護評価の実施が義務付けられているにもかかわらずこれを実施していない場合は、情報連携を行うことが禁止されている</u>（番号法第21条第2項第2号、<u>第28条第6項</u>）。</p>	<p>3 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置</p> <p>特定個人情報保護評価を実施していない場合、特定個人情報ファイルの適正な取扱いの確保のための措置が適切に講じられていないおそれがある。このような場合に、情報連携を行わせると不適切な形で特定個人情報ファイルがネットワークを通じてやり取りされることとなり、適切に取り扱われている他の事務やシステムにまで悪影響を及ぼすおそれがあることから、<u>特定個人情報保護評価の実施が義務付けられているにもかかわらずこれを実施していない場合は、情報連携を行うことが禁止されている</u>（番号法第21条第2項第2号、<u>第27条第6項</u>）。</p>
<p>第4-6 行政機関個人情報保護法等の主な規定</p> <p>行政機関等は、特定個人情報の適正な取扱いについて、次のとおり行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の適用を受けるので留意する必要がある。具体的な取扱いについては、従来と同様に、指針等によることを前提としている。</p> <p><u>地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</u></p> <p>ここでは、行政機関個人情報保護法の規定を例として挙げる。</p>	<p>第4-6 行政機関個人情報保護法等の主な規定</p> <p>行政機関等は、特定個人情報の適正な取扱いについて、次のとおり行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の適用を受けるので留意する必要がある。具体的な取扱いについては、従来と同様に、指針等によることを前提としている。</p> <p><u>地方公共団体においては、番号法第31条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</u></p> <p>ここでは、行政機関個人情報保護法の規定を例として挙げる。</p>
<p>A （略）</p>	<p>A （略）</p>
<p>B 利用目的の明示（行政機関個人情報保護法第4条）</p> <p>行政機関は、本人から直接書面（<u>電磁的記録</u>を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p>	<p>B 利用目的の明示（行政機関個人情報保護法第4条）</p> <p>行政機関は、本人から直接書面（<u>電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録</u>を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらか</p>

改正案	現行
<p>一～四 (略)</p> <p>C (略)</p> <p>D 個人情報ファイル簿の作成及び公表 (行政機関個人情報保護法第11条)</p> <p>a 個人情報ファイル簿の作成及び公表 (第1項)</p> <p>行政機関の長は、<u>行政機関個人情報保護法施行令</u>第7条で定めるところにより、当該行政機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿（<u>以下</u>「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 その他<u>行政機関個人情報保護法施行令</u>第8条で定める事項</p> <p>b 個人情報ファイル簿への掲載の適用除外 (第2項)</p> <p>aの規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 本人の数が<u>行政機関個人情報保護法施行令</u>で定める数に満たない個人情報ファイル</p> <p>十 三から九までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして<u>行政機関個人情報保護法施行令</u>で定める個人情報ファイル</p> <p>c (略)</p> <p>E～F (略)</p>	<p>じめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>C (略)</p> <p>D 個人情報ファイル簿の作成及び公表 (行政機関個人情報保護法第11条)</p> <p>a 個人情報ファイル簿の作成及び公表 (第1項)</p> <p>行政機関の長は、<u>「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」</u>（平成15年政令第548号。以下「政令」という。）第7条で定めるところにより、当該行政機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿（<u>c</u>において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 その他<u>政令</u>第8条で定める事項</p> <p>b 個人情報ファイル簿への掲載の適用除外 (第2項)</p> <p>aの規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 本人の数が<u>政令</u>で定める数に満たない個人情報ファイル</p> <p>十 三から九までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして<u>政令</u>で定める個人情報ファイル</p> <p>c (略)</p> <p>E～F (略)</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置 (行政機関等・地方公共団体等編)</p> <p>【目次】 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 講ずべき安全管理措置の内容 (略)</p> <p>A (略)</p> <p>B 取扱規程等の見直し等</p> <p>1 A～Cで明確化した事務において事務の流れを整理し、<u>特定個人情報等の具体的な取扱いを定めるために、取扱規程等の見直し等を行わなければならない。</u></p> <p>特に、特定個人情報等の複製及び送信、特定個人情報等が保存されている電子媒体等の外部への送付及び持出し等については、責任者の指示に従い行うことを定めること等が重要である。</p> <p>≪手法の例示≫</p> <p>* 取扱規程等は、次に掲げる管理段階ごとに、取扱方法、責任者・事務取扱担当者及びその任務等について定めることが考えられる。具体的に定める事項については、C～Fに記述する安全管理措置を織り込むことが重要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>取得</u>段階 ② <u>利用</u>段階 ③ <u>保存</u>段階 ④ <u>提供</u>段階 ⑤ <u>削除・廃棄</u>段階 <p>* 個人番号利用事務の場合、例えば、次のような事務フローに即して、手続を明確にしておくことが重要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 住民等からの申請書を受領する方法（本人確認、個人番号の確認等） ② 住民等からの申請書をシステムに入力・保存する方法 ③ 個人番号を含む証明書等の作成・印刷方法 ④ 個人番号を含む証明書等を住民等に交付する方法 	<p style="text-align: center;">(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置 (行政機関等・地方公共団体等編)</p> <p>【目次】 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 講ずべき安全管理措置の内容 (略)</p> <p>A (略)</p> <p>B 取扱規程等の見直し等</p> <p>1 A～Cで明確化した事務において事務の流れを整理し、<u>特定個人情報等の具体的な取扱いを定めるために、取扱規程等の見直し等を行わなければならない。</u></p> <p>特に、特定個人情報等の複製及び送信、特定個人情報等が保存されている電子媒体等の外部への送付及び持出し等については、責任者の指示に従い行うことを定めること等が重要である。</p> <p>≪手法の例示≫</p> <p>* 取扱規程等は、次に掲げる管理段階ごとに、取扱方法、責任者・事務取扱担当者及びその任務等について定めることが考えられる。具体的に定める事項については、C～Fに記述する安全管理措置を織り込むことが重要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>取得する</u>段階 ② <u>利用を行う</u>段階 ③ <u>保存する</u>段階 ④ <u>提供を行う</u>段階 ⑤ <u>削除・廃棄を行う</u>段階 <p>* 個人番号利用事務の場合、例えば、次のような事務フローに即して、手続を明確にしておくことが重要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 住民等からの申請書を受領する方法（本人確認、個人番号の確認等） ② 住民等からの申請書をシステムに入力・保存する方法 ③ 個人番号を含む証明書等の作成・印刷方法 ④ 個人番号を含む証明書等を住民等に交付する方法

改正案	現行
<p>⑤ 申請書及び本人確認書類等の保存方法 ⑥ 保存期間を経過した書類等の廃棄方法</p> <p>C 組織的安全管理措置 (略)</p> <p>a (略)</p> <p>b 取扱規程等に基づく運用 取扱規程等に基づく<u>運用を行うとともに、その状況</u>を確認するため、特定個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講ずる。また、記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずる。</p> <p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * 記録する項目としては、次に掲げるものが挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録 ・ 書類・媒体等の<u>持ち運び</u>の記録 ・ 特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録 ・ 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等 ・ 特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録 <p>c (略)</p> <p>d 情報漏えい等事案に対応する体制等の整備 情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制及び手順等を整備する。 情報漏えい等の事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事案に応じて、事実関係及び再発防止策等を早急に公表することが重要である。</p> <p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * 情報漏えい等の事案の発生時に、次のような対応を行うことを念頭に、体制及び手順等を整備することが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報漏えい等の事案が発覚した際の報告・連絡等 ・ 事実関係の調査及び原因の究明 	<p>⑤ 申請書及び本人確認書類等の保存方法 ⑥ 保存期間を経過した書類等の廃棄方法</p> <p>C 組織的安全管理措置 (略)</p> <p>a (略)</p> <p>b 取扱規程等に基づく運用 取扱規程等に基づく<u>運用状況</u>を確認するため、特定個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講ずる。また、記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずる。</p> <p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * 記録する項目としては、次に掲げるものが挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録 ・ 書類・媒体等の<u>持出し</u>の記録 ・ 特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録 ・ 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等 ・ 特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録 <p>c (略)</p> <p>d 情報漏えい等事案に対応する体制等の整備 情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制及び手順等を整備する。 情報漏えい等の事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事案に応じて、事実関係及び再発防止策等を早急に公表することが重要である。</p> <p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * 情報漏えい等の事案の発生時に、次のような対応を行うことを念頭に、体制及び手順等を整備することが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報漏えい等の事案が発覚した際の報告・連絡等 ・ 事実関係の調査及び原因の究明

改正案	現行
<ul style="list-style-type: none"> ・ 影響を受ける可能性のある本人への連絡 ・ 委員会及び<u>事業所管大臣等</u>への報告 ・ 再発防止策の検討及び決定 ・ 事実関係及び再発防止策等の公表 <p>＊ 不正アクセス、ウイルス感染の事案に加え、標的型攻撃等の被害を受けた場合の対応について、関係者において定期的に確認又は訓練等を<u>実施することが考えられる</u>。</p> <p>e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し 監査責任者（地方公共団体等においては相当する者）は、<u>特定個人情報等</u>の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に点検又は監査（外部監査を含む。）を行い、その結果を総括責任者（地方公共団体等においては相当する者。以下同じ。）に報告する。 総括責任者は、点検又は監査の結果等を踏まえ、必要があると認めるときは、取扱規程等の見直し等の措置を講ずる。</p> <p>D 人的安全管理措置 （略）</p> <p>a （略）</p> <p>b 事務取扱担当者等の教育 総括責任者及び保護責任者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。 また、特定個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、特定個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。 総括責任者は、保護責任者に対し、課室等における特定個人情報等の適正な管理のために必要な教育研修を行う。 総括責任者及び保護責任者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適切な管理のために、教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。 <u>なお、サイバーセキュリティの研修については、番号法に基づき特定</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 影響を受ける可能性のある本人への連絡 ・ 委員会及び<u>主務大臣等</u>への報告 ・ 再発防止策の検討及び決定 ・ 事実関係及び再発防止策等の公表 <p>＊ 不正アクセス、ウイルス感染の事案に加え、標的型攻撃等の被害を受けた場合の対応について、関係者において定期的に確認又は訓練等を<u>実施する</u>。</p> <p>e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し 監査責任者（地方公共団体等においては相当する者）は、<u>特定個人情報</u>の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に点検又は監査（外部監査を含む。）を行い、その結果を総括責任者（地方公共団体等においては相当する者。以下同じ。）に報告する。 総括責任者は、点検又は監査の結果等を踏まえ、必要があると認めるときは、取扱規程等の見直し等の措置を講ずる。</p> <p>D 人的安全管理措置 （略）</p> <p>a （略）</p> <p>b 事務取扱担当者等の教育 総括責任者及び保護責任者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。 また、特定個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、特定個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。 総括責任者は、保護責任者に対し、課室等における特定個人情報等の適正な管理のために必要な教育研修を行う。 総括責任者及び保護責任者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適切な管理のために、教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。</p>

改正案	現行
<p><u>個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、次に掲げるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ（「サイバーセキュリティ基本法」（平成 26 年法律第 104 号）第 2 条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行う（番号法第 29 条の 2、番号法施行令第 30 条の 2）。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>研修の計画をあらかじめ策定し、これに沿ったものとする。</u> ・ <u>研修の内容は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威及び当該脅威による被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むものとする。</u> ・ <u>特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の全てに対して、おおむね一年ごとに研修を受けさせるものとする。</u> <p>c (略)</p> <p>E 物理的安全管理措置 (略)</p> <p>a (略)</p> <p>b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止 管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。また、電子媒体及び書類等の庁舎内の移動等において、紛失・盗難等に留意する。</p> <p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * 特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体又は書類等を、施錠できるキャビネット、書庫又は必要に応じて耐火金庫等へ<u>保管することが考えられる。</u> * 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定すること等が考えられる。 <p>c 電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止 許可された電子媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等</p>	<p>c (略)</p> <p>E 物理的安全管理措置 (略)</p> <p>a (略)</p> <p>b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止 管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。また、電子媒体及び書類等の庁舎内の移動等において、紛失・盗難等に留意する。</p> <p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * 特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体又は書類等を、施錠できるキャビネット、書庫又は必要に応じて耐火金庫等へ<u>保管する。</u> * 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定すること等が考えられる。 <p>c 電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止 許可された電子媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等</p>

改正案	現行
<p>への接続の制限等の必要な措置を講ずる。</p> <p>取扱規程等の手続に基づき、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を<u>持ち運ぶ</u>必要が生じた場合には、容易に個人番号が判明しない<u>よう</u>安全な方策を講ずる。</p> <p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * 特定個人情報等が記録された電子媒体を安全に<u>持ち運ぶ</u>方法としては、持出しデータの暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の<u>使用、追跡可能な移送手段の利用等</u>が考えられる。ただし、行政機関等に法定調書等をデータで提出するに当たっては、行政機関等が指定する提出方法に従う。 * 特定個人情報等が記載された書類等を安全に<u>持ち運ぶ</u>方法としては、封緘、目隠しシールの貼付を行うこと等が考えられる。 <p>d 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄</p> <p>特定個人情報等が記録された電子媒体及び書類等について、文書管理に関する規程等によって定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに復元<u>不可能な手段</u>で削除又は廃棄する。</p> <p>→ガイドライン第4-3-(4)B参照</p> <p>個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。</p> <p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * 特定個人情報等が記載された書類等を廃棄する場合、焼却又は<u>溶解、復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーの利用、個人番号部分を復元不可能な程度にマスキングすること等</u>の復元不可能な手段を<u>採用することが考えられる</u>。 * 特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を<u>採用することが考えられる</u>。 * <u>特定個人情報等を取り扱う情報システム又は機器等において、特定個人情報ファイル中</u>の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合、容易に復元できない手段を<u>採用することが考えられる</u>。 * 個人番号が記載された書類等については、保存期間経過後における廃棄を前提とした手続を<u>定めることが考えられる</u>。 	<p>への接続の制限等の必要な措置を講ずる。</p> <p>取扱規程等の手続に基づき、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を<u>持ち出す</u>必要が生じた場合には、容易に個人番号が判明しない<u>措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等</u>、安全な方策を講ずる。</p> <p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * 特定個人情報等が記録された電子媒体を安全に<u>持ち出す</u>方法としては、持出しデータの暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の<u>使用等</u>が考えられる。ただし、行政機関等に法定調書等をデータで提出するに当たっては、行政機関等が指定する提出方法に従う。 * 特定個人情報等が記載された書類等を安全に<u>持ち出す</u>方法としては、封緘、目隠しシールの貼付を行うこと等が考えられる。 <p>d 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄</p> <p>特定個人情報等が記録された電子媒体及び書類等について、文書管理に関する規程等によって定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに復元<u>できない手段</u>で削除又は廃棄する。</p> <p>→ガイドライン第4-3-(4)B <u>「保管制限と廃棄」</u>参照</p> <p>個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。</p> <p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * 特定個人情報等が記載された書類等を廃棄する場合、焼却又は<u>溶解等</u>の復元不可能な手段を<u>採用する</u>。 * 特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を<u>採用する</u>。 * <u>特定個人情報ファイル中</u>の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合、容易に復元できない手段を<u>採用する</u>。 * 個人番号が記載された書類等については、保存期間経過後における廃棄を前提とした手続を<u>定める</u>。

改正案	現行
<p>F 技術的安全管理措置 (略)</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 不正アクセス等による被害の防止等 情報システムを外部等からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組み等を導入し、適切に運用する。また、個人番号利用事務の実施に当たり接続する情報提供ネットワークシステム等の接続規程等が示す安全管理措置を遵守する。個人番号利用事務において使用する情報システムについて、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築や運用体制整備を行う。</p> <p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * 特定個人情報等を取り扱う情報システムと外部ネットワーク（又はその他の情報システム）との接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを<u>遮断することが考えられる。</u> * 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を<u>導入することが考えられる。</u> * 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を<u>確認することが考えられる。</u> * 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を<u>最新状態とすることが考えられる。</u> * 定期的に及び必要に応じ随時にログ等の分析を行い、不正アクセス等を<u>検知することが考えられる。</u> * 不正アクセス等の被害に遭った場合であっても、被害を最小化する仕組み（ネットワークの遮断等）を<u>導入し、適切に運用することが考えられる。</u> * 情報システムの不正な構成変更（許可されていない電子媒体、機器の接続等、ソフトウェアのインストール等）を防止するために必要な措置を<u>講ずることが考えられる。</u> <p>d (略)</p>	<p>F 技術的安全管理措置 (略)</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 不正アクセス等による被害の防止等 情報システムを外部等からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組み等を導入し、適切に運用する。また、個人番号利用事務の実施に当たり接続する情報提供ネットワークシステム等の接続規程等が示す安全管理措置を遵守する。個人番号利用事務において使用する情報システムについて、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築や運用体制整備を行う。</p> <p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * 特定個人情報等を取り扱う情報システムと外部ネットワーク（又はその他の情報システム）との接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを<u>遮断する。</u> * 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を<u>導入する。</u> * 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を<u>確認する。</u> * 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を<u>最新状態とする。</u> * 定期的に及び必要に応じ随時にログ等の分析を行い、不正アクセス等を<u>検知する。</u> * 不正アクセス等の被害に遭った場合であっても、被害を最小化する仕組み（ネットワークの遮断等）を<u>導入し、適切に運用する。</u> * 情報システムの不正な構成変更（許可されていない電子媒体、機器の接続等、ソフトウェアのインストール等）を防止するために必要な措置を<u>講ずる。</u> <p>d (略)</p>